

令和5年度

保育所の入所について

保育所は、保護者が就労や疾病などで家庭以外での保育が必要な場合に利用する施設です。令和5年4月から新規・継続入所を希望する人は、次の内容を確認して期間内に申請してください。

■入所要件

児童の保護者が、次のいずれかにより保育の必要性を満たしていること

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④看護・介護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休暇取得中（継続利用）

※入所希望時点で定員超過の場合、町の基準に基づき入所順位を決定します。

■保育料の算定基準

前期（4～8月）は令和4年度町民税所得割額、後期（9～3月）は令和5年度町民税所得割額をもとに保育料を算定します。3～5歳児クラスの子は保育料が無償です。（食材料費など除く）

■申請書類配布方法

◇新規利用の場合

町民福祉課児童係（1階③窓口）で配布

◇継続利用の場合（町内保育所入所者）

保育所で配布

◇継続利用の場合（町外保育所入所者）

町から郵送

※申請書は町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期間

11月25日（金）～12月28日（水）

■申請先

町民福祉課児童係（1階③窓口）

幼稚園の入所について

幼稚園の入所手続は、施設ごとに申請期間などが異なるため、施設に確認してください。また、入所決定後は町への支給認定申請が必要となるため、町民福祉課児童係（1階③窓口）で申請してください。

町内保育所一覧

保育園名		定員（予定）	対象年齢	開園時間	所在地	電話番号
城南保育園		60人	0～5歳	平日・土曜 7:30～19:00 ※	宿井 1039-3	52-3419
麻里府保育園		60人	1～5歳		麻郷 3651-5	55-5228
社会福祉法人放光会	たぶせ保育園	160人	2～5歳	平日・土曜 7:00～19:00	下田布施 419-6	52-3231
	たぶせ第二保育園	50人	0～2歳		下田布施 425-1	

※保育士の配置状況などの事情により、土曜日の保育は時間帯によってご希望に添えない場合があります。

『幼稚園預かり保育』・『認可外保育施設』などの利用料の還付について

幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設などの利用で、保育の必要性の要件を満たしている場合、利用料が還付されます。（上限あり）

なお、この無償化制度をすでに利用している場合も、現況確認のため毎年手続が必要です。町民福祉課児童係（1階③窓口）で申請してください。

幼稚園等預かり保育		認可外保育施設など	
クラス年齢	月上限額	クラス年齢	月上限額
3～5歳	11,300円	3～5歳	37,000円
2歳（満3歳のみ）（※）	16,300円	0～2歳（※）	42,000円

※住民税非課税世帯のみが還付の対象です。

◇申請方法 町民福祉課にある申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて提出

◇申請期間 11月25日（金）～令和5年1月31日（火）

◇申請先 町民福祉課児童係（1階③窓口）